

青森県報

号外第三十三号

平成十九年
三月三十日
(金曜日)

目 次

教育委員会

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 一

公営企業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程…………… (公営企業課) …… 一

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程…………… (同) …… 二

青森県公営企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 二

青森県公営企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 三

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 三

雑 報

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則…………… (新産業都市建設事業団) …… 四

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 四

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の退職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 五

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 五

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十九号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員倫理規程(平成十三年三月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十六項」に改める。

第十五条第三項第二号中「支給額の算出」を「区分」に、「百分の二十五の支給割合」を「一類から三類までの区分」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第十二号

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業組織等に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程（第一号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の次に、次の一條を加える。

（グループリーダーの事務の代決）

第二十八條の二 グループリーダーが不在のときは、当該事務を担当するサブリーダー又はあらかじめ課長の承認を得てグループリーダーが指定する職員がその事務を代決する。

別表第四の二を次のように改める。

別表第四の二（第二十三條關係）

グループリーダー共通 略

総務グループリーダー

第一号、第十五号、略

第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第十三号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「並びに休息时间（正規の勤務時間のうちに設けられる時間で職員
の元氣回復を図るためのものをいう。）」を削り、同項の表を次のように改める。

区 分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
月曜日から 金曜日まで	午前八時三十分	午後五時十五分	午後零時から 午後零時 四十五分ま で

第六條の四第一項第二十二号中「第三條第一項若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十三條」を「第二條第二項若しくは第三條第一項」に改める。

第九條第一項中「並びに休息时间」を削り、同項の表を次のように改める。

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
日勤	午前八時三十分	午後五時十五分	四十五分
夜勤	午後四時三十分	翌日の午前九時十五分	一時間十五分

第九條第二項を次のように改める。

2 前項の休憩時間の割振りは、所長が行つ。

第九條中、第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十五條第一項中、「（第十号様式）」を削る。

第三十五條第四項を、次のように改める。

4 職員の証は、青森県職員服務規程（昭和三十六年九月一日青森県訓令甲第二十九号）に規定する職員の証の様式とし、前条第三項の規定を準用する。

第10号様式を削る。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第十四号

青森県公営企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員の旅費に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二條から第五條までを削る。

第六條第二項を削り、同條を第二條とする。

別表を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の青森県公営企業職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、この規程の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第十五号

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（管理職手当）

第三条 条例第四条に規定する知事が指定するものは、次の表の上欄に掲げる職としてその職を占める職員に支給する管理職手当の額は、同表の下欄に掲げる額とする。

職	支給額
参事	八万二千二百円
課長	七万七千四百円
総括副参事	六万六千四百円
副参事	五万九千九百円
所長（企業職七級のものに 限る。）	七万七千四百円

所長

六万二千三百円

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第十六号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項及び第六条第三項中「職員」を「職員」に改める。

別表第一の1の(4)の表中

4	4	5	4	5
中小水力 発電開発 改良積立 金	中小水力 発電開発 改良積立 金	中小水力 発電開発 改良積立 金	中小水力 発電開発 改良積立 金	中小水力 発電開発 改良積立 金
当年度末にお ける繰越利益 剰余金（又は 繰越欠損金） の額に当年度 の純利益（又 は純損失）の 金額を加算し た額	当年度末にお ける繰越利益 剰余金（又は 繰越欠損金） の額に当年度 の純利益（又 は純損失）の 金額を加算し た額	当年度末にお ける繰越利益 剰余金（又は 繰越欠損金） の額に当年度 の純利益（又 は純損失）の 金額を加算し た額	当年度末にお ける繰越利益 剰余金（又は 繰越欠損金） の額に当年度 の純利益（又 は純損失）の 金額を加算し た額	当年度末にお ける繰越利益 剰余金（又は 繰越欠損金） の額に当年度 の純利益（又 は純損失）の 金額を加算し た額

こ

金額を加算した額

改める。

別表第一の2の②の表中

3 繰延勘定償却	繰延勘定償却 開発費償却 退職給与金 償却 試験研究費 償却 控除対象外 消費税額償却	給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用	3 繰延勘定償却	繰延勘定償却 開発費償却 退職給与金 償却 試験研究費 償却 控除対象外 消費税額償却	給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
4 受託工事費			4 受託工事費		

改める。

附則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

雑

報

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則（昭和三十九年二月青森県事業団規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「行なつ」を「行つ」に、「一般職の職員の旅費に関する条例」を「職員等の旅費に関する条例」に改める。

別表第二の非常勤の理事及び監事の項中「別表第一行政職給料表の十一級」を「第三条第一項第七号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員の職務以外」に改める。

附則

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第二号

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則（昭和三十九

年二月青森県事業団規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「薪炭手当」を削る。

第五条第二項中「別表第一行政職給料表の十一級」を「第三条第一項第七号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員の職務以外」に、「職員の旅費に関する条例」を「職員等の旅費に関する条例」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の給与及び旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第三号

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の退職手当に関する規則(昭和三十九年二月青森県事業団規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「在職月数」の下に「()常勤の理事となつた日から退職した日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)により計算した期間をいう。)」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県新産業都市建設事業団常勤の理事の退職手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第四号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則(昭和三十九年四月青森県事業団規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)」を「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)」に、「謄本又は抄本」を「写し」に改め、同号を同条第六号とする。

第十八号様式の(その一)を次のように改める。

一般用

旅費請求(精算)書

番 号	
所 属	

青森県新産業都市建設事業団理事長 殿				年 月 日			
下記のとおり請求(精算)します。							
区分	職名又は職業	職 務	氏 名		住 所 又 は 居 所		
1							
2							
3							
用務						旅行期間	年 月 日 } 年 月 日 } 日 日 泊 }
年度	支出科目					出発地	()
区分	概算請求金額 円	精算請求金額 円	返納(追加請求)金額 円	区分	口座振替先	用務地	泊
1				1	銀行 店 普通(当座)No. 口座名義	()	泊
2				2	銀行 店 普通(当座)No. 口座名義	()	泊
3				3	銀行 店 普通(当座)No. 口座名義	()	泊
合計	円	円	円	帰着地		()	
備考				算出額	1	2	3
				加減額			

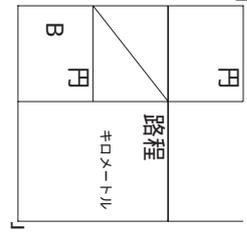
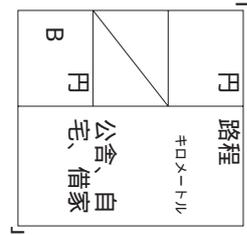
(旅費額計算欄)

月日	出発地	経由地	到着地	鉄道賃			車賃		その他(G)	摘要
				路程 キロメートル	運賃(C) 円	急行料金(D) 円	定額(E) キロメートル	表費額(F) 円		
/										
/										
/										
/										
/										
区分	計(A+B+C+D+E+F+G)	宿泊料(A)	旅行雑費(B)		円	円	キロメートル	円	円	
1・3	円	夜 円	日	円						
2							円			
3										

(A 4縦長)

- 注 1 急行料金は、その異なる区間ごとの料金を付記すること。
 2 旅費の調整を行ったときは、その理由を付記すること。
 3 旅費の実費を請求しようとするときは、その理由を付記し、領収書を添付すること。

第十八号様式の(その二)中「の整」を削り、



に改め、同様式の(その三)を削る。

附 則

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県新産業都市建設事業団財務規則の規定により調製した旅費請求(精算)書用の紙で現に残っているものは、当分の間、使用することができる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭